

介護老人保健施設 三方原ベテルホーム

所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

算定要件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ) 肺炎(検査を実施した場合に限る)
 - ロ) 尿路感染症(検査を実施した場合に限る)
 - ハ) 带状疱疹
 - ニ) 蜂窩織炎
4. 算定する場合にあっては、診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと(協力医療機関等と連携して行った検査等を含む)。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

主な治療内容

- 肺炎… 血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
- 尿路感染症… 血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
- 带状疱疹… 血液検査、抗ウイルス薬の内服など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
- 蜂窩織炎… 血液検査、抗菌剤の内服又は点滴注射・局所の処置など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。

算定状況

令和4年度状況(所定疾患施設療養費Ⅱ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	11	6	8	10	10	8	8	8	6	5	9	3
日数	56	30	41	58	65	36	54	38	35	35	53	18

日数内訳

肺炎	37	2	27	15	33	0	27	18	23	17	32	5
尿路感染	14	20	14	25	15	28	7	12	5	18	12	0
带状疱疹	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	13
蜂窩織炎	5	8	0	18	17	8	13	1	7	0	9	0
計	56	30	41	58	65	36	54	38	35	35	53	18